

○持続可能な開発のための教育の推進に関する条例

平成26年9月30日

市条例第128号

本市は、長い年月をかけて、先人達により築かれ、維持されてきた里山・里地が広く残されており、他の都市では見られなくなった希少種を含め、多様な野生生物の生息環境が維持されている。

また、古代吉備文化の昔から積み重ねられてきた豊かな歴史や文化遺産が地域の中で大切に保存されているなど、持続可能な暮らしや活動が息づいている。

こうした中、ユネスコ及び日本政府から、2014年の「ESDに関するユネスコ世界会議」の「各種ステークホルダー会合」の開催地として本市が決定されるとともに、2015年以降のESDを実践するグローバル・アクション・プログラムにおいて持続可能な開発のための教育における地方自治体の役割が盛り込まれるなど地域での取組が一層重要になってきている。

このため、世界全体の10年間にわたる取組成果の総括と、新たな方向性がテーマとなる会議にあわせ、ここに私たちは、持続可能な発展のために欠かすことのできないESDに真摯に取り組み、国内外の地域や組織と連携し、及び協力しながら、地域全体でESDに対する取組をさらに強化し、平和で持続可能な社会の実現に貢献するまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、豊かな環境と調和のとれた経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会(以下「持続可能な社会」という。)を構築するため、ESDの推進に関し、基本理念を定め、それぞれの責務を明らかにすることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ESD Education for Sustainable Developmentの略であり、持続可能な社会の構築に向け、社会課題と身近な暮らしを結びつけ、新たな価値観を生み出し、行動を変革することを目指す学習や活動全般をいう。
- (2) 教育機関 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条に掲げる機関のうち本市が設置する機関をいう。

(3) 市民 本市に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。

(4) 市民団体 本市の区域内で活動する団体をいう。

(5) 事業者 本市の区域内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(愛称)

第3条 この条例の愛称を「E(えーものを)S(子孫の)D(代まで)条例」とする。

(基本理念)

第4条 ESDは、世代を超えた私たち一人ひとりが、将来世代や地球環境との関係性の中で生きていることの認識とともに、それぞれの地域の自然環境の保全、市民の生活の安定及び福祉の向上並びに文化や歴史の継承に資するとの認識の下に、環境、経済、社会文化その他の持続可能な社会の構築に関わるあらゆる分野において、それぞれ適切な役割を果たすとともに、協働と連携を図りながら、体系的かつ総合的に推進されなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、ESDに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、持続可能な社会の実現に関わる多様な主体が、適切に連携・協力することにより、地域内においてESDが促進されるよう、助言その他必要な施策を講じなければならない。
- 3 市は、社会経済活動における市の果たす役割が大きいことを踏まえて、自ら率先して持続可能な社会の実現に資するよう努めなければならない。

(教育機関の責務)

第6条 教育機関は、基本理念に基づき、自らの教育活動全体の中で総合的にESDに関する取組を行うよう努めなければならない。

(市民及び市民団体の役割)

第7条 市民及び市民団体は、基本理念に基づき、日常生活において持続可能な社会の構築に配慮した行動をとらなければならない。

- 2 市民及び市民団体は、持続可能な社会づくりに係る諸活動に積極的に参画するとともに、市並びに教育機関若しくは事業者等と連携協力し、ESD活動に努めなければならない。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念に基づき、自らの事業活動において、持続可能な社会づくりに合致する取組を自主的、積極的に講じるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、自らの事業活動が持つ専門性を生かしながら、市民団体等が行うESD活動に協力するよう努めなければならない。

(国内外の地域との連携)

第9条 市は、ESDを推進するに当たっては、国際機関、国及びESDに取り組んでいる国内外の地域と連携を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。